

# 令和元年度 国際戦略総合特別区域評価書

作成主体の名称：東京都

## 1 国際戦略総合特別区域の名称

アジアヘッドクォーター特区

## 2 総合特区計画の状況

### ① 総合特区計画の概要

東京が日本全体の経済成長を牽引し、アジアの拠点としての地位を維持するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、①誘致・ビジネス交流事業、②ビジネス支援事業、③生活環境整備事業、④BCPを確保したビジネス環境整備事業の4つの事業を特定国際戦略事業として位置付け、グローバル企業のアジア統括拠点と研究開発拠点及び金融系外国企業の誘致に係る取組を行っていく。

### ② 総合特区計画の目指す目標

多くの企業が集積する東京にグローバル企業の統括拠点と研究開発拠点及び金融系外国企業を誘致し、誘致した企業と都内・国内企業とのコラボレーションにより新たな技術開発や販路開拓が進められることで、日本全体に経済効果が波及し、日本経済の再生を牽引することを目標とする。

### ③ 総合特区の指定時期及び総合特区計画の認定時期

- ・平成23年12月22日 国際戦略総合特区特別区域として指定
- ・平成24年7月30日 国際戦略総合特区特別区域計画として認定  
(令和元年7月1日最終認定(第25回))

### ④ 昨年度の評価結果

国際戦略総合特区 3. 7点

- ・昨年度までと比べて大いに進んだ印象を受ける。幅広い規制特例の活用、独自の取組等が事業の進展につながることを高く評価する。
- ・規制緩和を利用した項目に関しては、国際会議等参加旅客不定期航路事業による、内航海運を利用したMICEとの接続機能強化(補強)は現在、国土交通省港湾局が進めるPORT2030の「内航海運強化」「海上輸送の多様化」という方向性にも合致し、その効果が多方面にも波及することが期待できる。ビジネスジェット利用に関しても同様に、東京・羽田のポテンシャルを十二分に活用した事例となることが期待される。
- ・東京のポテンシャルそのものに頼っているという印象が拭いきれず、ポテンシャル以上のより「攻め」の度合いの強い戦略を規制緩和活用と共に進めていくことが、東京という土地柄から求められ得るものと判断する。
- ・イベント業者や、財務・税務・金融の専門家の協力を得て、独自に現行法の精査や規制緩和、財政・税制・金融支援を活用すると、事業展開が更に加速すると期待できる。

・誘致した外国企業が「アジア統括拠点」であることを明記すると、成果がさらに明確になる。

#### ⑤ 本年度の評価に際して考慮すべき事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2～3月に予定していたイベント（アクセラレータプログラム（第四次産業革命関連分野）、Invest Tokyoセミナー）（計2回）が中止になり、主に外国企業と都内企業の引き合わせ機会が減少したため、本来であれば実績値よりも多くの件数があったと考える。

### 3 目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙1）

#### ① 評価指標

評価指標（1）：外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数 [進捗度 100%]

数値目標（1）：東京都「外国企業発掘・誘致事業」により4年間で40社以上誘致  
（対象業種：IoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京（日本）の成長を促す業種）  
[令和元年度目標値 30 件、令和元年度実績値 30 件、進捗度 100%]

評価指標（2）：外国企業と都内企業との引き合わせ件数 [進捗度 162%]

数値目標（2）：東京都が関わるマッチングイベント等において4年間で1,000件以上  
[令和元年度目標値 750 件、令和元年度実績値 1,217 件、進捗度 162%]

評価指標（3）：金融系外国企業の誘致数 [進捗度 130%]

数値目標（3）：東京都「金融系外国企業発掘・誘致事業」により4年間で40社以上誘致  
（対象業種：資産運用業、FinTech企業）  
[令和元年度目標値 27 社、令和元年度実績値 35 社、進捗度 130%]

評価指標（4）：その他の外国企業の誘致 [進捗度 104%]

数値目標（4）：400件／計（平成29～32年度）《代替指標による評価》

代替指標（4）外国企業からの相談件数 6,000件／計（平成29～32年度）

[令和元年度目標値 4,500 件、令和元年度実績値 4,685 件、進捗度 104%]

#### ② 寄与度の考え方

該当なし

#### ③ 総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

東京の強みである企業の高度な集積をはじめとする経済集積、市場の魅力、発達した都市インフラを背景として、大胆な規制緩和や税制・財政支援等により、多国籍企業及び多国籍企業従事者・家族に対するビジネス環境の整備、生活環境の整備を行い、欧米の多国籍企業やアジアの成長企業の事業統括部門や研究開発部門を東京に誘致する。こうした企業の二次投資などにより日本全体に経済効果を波及させていく。

#### ④目標達成に向けた実施スケジュール（別紙１－２）

令和元年度は、多国籍企業の誘致の取組とともに、国内外のセミナーやウェブサイト等の活用による積極的な情報発信やビジネス環境の向上に資する規制の特例措置や税制措置等の活用による外国企業誘致の取組を進めることにより、各数値目標は達成している。今後も引き続き上記の取組を進め、引き続き外国企業の誘致を実施していく。

#### 4 規制の特例措置を活用した事業等の実績及び自己評価（別紙２）

##### ①特定国際戦略事業

##### ①－１ 国際会議等参加旅客不定期航路事業（海上運送法）

###### ア 事業の概要

羽田空港～臨海副都心エリアの MICE 会場間の航路について、現行では禁止行為となっている旅客不定期航路事業者による片道乗合運送（２地点間の運行）を可能とする。（平成 24 年度提案）

###### イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

令和元年度まで活用実績なし。当該規制緩和の実現により、MICE 参加者の利便性向上を図り、国際会議の誘致等を促進する。令和元年度は地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用する PR 媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。

##### ①－２ 外国企業進出促進支援事業（入国・在留審査要領）

###### ア 事業の概要

東京都が認定する外国企業に就労予定の外国人の在留資格認定証明書交付申請において、審査の迅速化及び提出資料の簡素化を図る。（平成 24 年度提案）

###### イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

令和元年度まで活用実績なし。当該規制緩和により、外国企業の日本進出を促進し、東京はもとより日本経済の健全な発展に資する。令和元年度も都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京や Access to Tokyo（海外誘致拠点）を通じて、東京進出を目的としている企業に対し、当特区のインセンティブの一つとして周知を行った。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用する PR 媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。

（ビジネスコンシェルジュ東京における新規の外国企業からの相談社数：704 社）

（Access to Tokyo における外国企業誘致数：15 社（うち金融系外国企業 8 社含む））

##### ①－３ 国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業（入国・在留審査要領）

###### ア 事業の概要

外国企業が国際戦略総合特別区域地域協議会の民間事業者が提供する施設を事業所として

使用する場合、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすこと等を前提に、支店等開設準備を行う当該外国企業の従業員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。(平成25年度提案)

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

令和元年度まで活用実績なし。当該規制緩和により、外国企業の日本進出を促進し、東京はもとより日本経済の健全な発展に資する。令和元年度も都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京や Access to Tokyo を通じて、東京進出を目的としている企業に対し、当特区のインセンティブの一つとして周知を行った。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用する PR 媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。

(ビジネスコンシェルジュ東京における新規外国企業からの相談社数：704 社)

(Access to Tokyo における外国企業誘致数：15 社 (うち金融系外国企業 8 社含む))

1-④ 高度人材外国人受入促進事業 (出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令 等)

ア 事業の概要

総合特別区域法に基づき東京都が指定する統括事業・研究開発事業等を行う企業又は東京都から拠点設立補助金の交付を受けている企業に就労する外国人について、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とする。(平成25年度提案)

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

令和元年度まで活用実績なし。当該規制緩和により、国際戦略総合特別区域内の企業への高度人材外国人の受入れを促進することで、東京はもとより日本経済の健全な発展に資することができる。令和元年度も都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京や Access to Tokyo を通じて、東京進出を目的としている企業に対し、当特区のインセンティブの一つとして周知を行った。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用する PR 媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。

(ビジネスコンシェルジュ東京における新規外国企業からの相談社数：704 社)

(Access to Tokyo における外国企業誘致数：15 社 (うち金融系外国企業 8 社含む))

②一般国際戦略事業

②-1 ビジネスジェットの使用手続簡略化

ア 事業の概要

羽田空港においてビジネスジェットの発着制限の緩和と駐機可能機数の増加を行った。(平成24年度提案)

イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

令和元年度におけるビジネスジェットの発着回数は 3,736 回、CIQ (《customs, immigration and quarantine》税関、出入国管理、検疫のこと。出入国の際に必要とされる三つの手続きの略称。) 動線利用回数は 2,047 回である。

※ 参考：ビジネスジェットの発着回数

平成 24 年 1,792 回（緩和実現）

平成 25 年 2,303 回

平成 26 年 2,396 回

平成 27 年 2,935 回

平成 28 年 3,077 回

平成 29 年 3,401 回

平成 30 年 3,648 回

CIQ 動線利用回数

平成 28 年度 1,640 回

平成 29 年度 1,865 回

平成 30 年度 2,032 回

ビジネスジェットの利用が容易になることにより、ビジネス環境が向上し、企業誘致におけるインセンティブに資する。

## ②-2 非常用発電機による住戸内電源供給

### ア 事業の概要

事業者が個別住戸毎に配線を行うこと、その際の電力は無償であること等を前提に、停電時に稼動する非常用発電機を活用し個別住戸に電源供給を行うことが可能となった。（平成 24 年度提案）

### イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

令和元年度は活用実績なし。非常用発電機における住戸内電源供給を行うことで BCP を確保したビジネス環境が向上し、企業誘致におけるインセンティブに資する。令和元年度も地域協議会構成員等に対して制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。

## ③規制の特例措置の提案

### ③-1 コワーキングスペース等に登記した外国企業に対する、在留資格「経営・管理」の取得における事務所要件の緩和（平成 31 年度春協議）

#### ア 提案の概要

在留資格「経営・管理」には、「事務所の確保」の要件があるが、コワーキングスペース等はこの要件には原則適合しないとされてきた。働き方やオフィスの在り方が多様化している状況を踏まえ、総合特別区域の地域協議会により認定されたコワーキングスペース等について、以下の要件を満たす場合は、「経営・管理」の「事業所の確保」の要件に適合するものとみなす。

- ・ 日本での起業時から 3 年未満の申請であること。
- ・ 事業所として利用するコワーキングスペース等の所在地に登記していること。
- ・ 当該コワーキングスペース利用期間中の就労時間について、一定の場所の利用保証があること。

- ・ 日本で起業した日から3年経過する日が1年以内に到来する申請においては、新たな事業所の確保が見込まれること。
- ・ 特例措置の適用を受ける者は原則1企業につき1名であること。

#### イ 国と地方の協議の結果

法務省より、提案を踏まえ、今後、具体的な実施方法について、例えば以下の要件を追加すること含めて検討するとの見解が示された

- ・ 東京都又は地域協議会が起業のための事業計画等を確認し、支援対象として認定すること。
- ・ コワーキングスペース等を事業所とする期間中は、上記事業計画等の認定を受けた企業の代表者が事業活動状況等を東京都又は地域協議会に定期的に報告すること。

### ③-2 市街地再開発組合の設立要件の見直し（平成31年度春協議）

#### ア 提案の概要

都市再開発法に基づき、市街地再開発組合を設立するためには、宅地所有者・借地権者について「それぞれ」頭数の3分の2以上の同意が必要とされる。

現行法では、地区内における完全所有土地と借地の件数のバランス次第で、過度に保護される権利者が生じてしまう不公平な構造となっている。特に借地権者が少数の場合、再開発事業に反対する借地権者の意向が過度に大きく影響し、全体では大勢を占める宅地所有者や他の借地権者が再開発事業を推進したいと考えている場合でも、事業がストップしてしまうおそれがある。そのため、現行の市街地再開発組合の設立要件を宅地所有者と借地権者の総数の3分の2以上の同意に見直す。

#### イ 国と地方の協議の結果

国土交通省より、提案をそのまま認めると所有者と借地権者は利害が異なる権利者であるにもかかわらず、いずれか一方の意向のみで市街地再開発事業が施行される可能性があり、公平性や権利者保護の観点から問題があることから、本提案のみを持って設立要件を見直すことは困難であるとの見解が示された。

### ③-3 借地借家法における建物の普通賃貸契約における賃借人の更新拒絶・解約

申入れにかかる正当事由に関する借家審判制度の創設（平成31年度春協議）

#### ア 提案の概要

借地借家法に規定する正当事由の要件は、様々な判断要素が含まれており、賃貸人が物理的・社会的に建替えの必要があるとして賃借人に立退きを求める場合、正当事由の有無を巡って賃貸人・賃借人間に見解の相違が生じ、交渉が長期化する場合もある。

借地借家法における建物の普通賃貸借契約における賃貸人の更新拒絶・解約申入れにかかる正当事由に関する紛争を迅速かつ適正に解決するため、借家審判制度（仮称）の創設を求める。

#### イ 国と地方の協議の結果

法務省より以下の見解が示されたため、現行制度の活用を進めつつ、現行の手續における課題が明確になった際は改めて協議することとした。

- ・ 民事訴訟や民事調停といった既存の制度の下でも、当事者が事案に応じて適切に手續を利用することにより、裁判者において適切な判断と迅速な紛争解決を図ることが可能とな

っているため、新たな制度の必要性を含め、慎重に検討する必要がある。

- ・ 新たに借家審判制度を設けることについては、労働審判制度と異なり、審判委員会を構成する適切な専門家を確保することができるか、立退きを求められることとなる賃借人側に手続の迅速な進行に向けたインセンティブがあるかなども問題となりうる。

### ③-4 建物区分所有法における決議要件の変更（平成31年度春協議）

#### ア 提案の概要

区分所有法に基づく区分所有建物の建替え決議は、区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成を要件としている。

老朽化マンションの建替え需要が増加しているものの、当要件が過大であることが一因となって、建替えが実施できず都市機能の更新が進まない現状があることから、区分所有者及び議決権の各3分の2以上の賛成とするように変更する。

#### イ 国と地方の協議の結果

法務省より、建替え決議の要件の緩和については、以下の理由から慎重な検討が必要との見解が示されたため、都心部における老朽化建物の機能更新の社会的必要性に鑑み、改めて協議する場合があるとした。

- ・ 区分所有法の決議により行う建替えは、個々の区分所有者にとって、生活や社会経済活動の本拠にもなる区分所有権の処分を伴うもので、各区分所有者の自由に任されている事項であり、本来であれば全員同意を要するものであることから、これを多数決により行うことの正当性を担保するためには、多数決の要件は厳格である必要がある。
- ・ 建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡し請求権を行使してその権利を買い取らなければならないが、決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大する。

### ③-5 宿泊施設の整備促進に向けた通路階段等の容積緩和（平成31年度春協議）

#### ア 提案の概要

建築基準法では、共同住宅や老人ホーム等の共用廊下や階段等の用に供する部分の床面積については、容積率の算定において建築物の延べ床面積に算入しないこととされているが、宿泊施設には同様の措置がない。

そのため、宿泊施設の開発事業は共同住宅の開発よりも事業床面積が少なくなること等の理由によりインセンティブが少なく、宿泊施設の整備が進んでいない。

宿泊施設の整備を促進するため、共同住宅等と同様に「宿泊施設の客室部分に係る共用の廊下・階段等に供する部分」を容積率の算定基礎となる床面積から除外する。

#### イ 国と地方の協議の結果

国土交通省より以下の見解が示されたため、既存制度の活用における課題が明確になった際には改めて協議を行うこととした。

- ・ 宿泊施設における発生交通量は、共同住宅や老人ホーム等に比べ倍以上と承知しており宿泊施設の共用廊下や階段等の用に供する部分を床面積に算入しないこととすると、発生交通量等を著しく増加させ、道路等の公共施設への負荷を増大させるおそれがあるため、宿泊施設の共用廊下等を容積率算定の対象から一律に除外することは困難である。

- ・ 宿泊施設の整備における容積率緩和については、都市計画の様々な制度の活用が可能であり、まずはこれらの制度の活用を検討されたい。

## 5 財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（別紙3）

### ① 財政支援：評価対象年度における事業件数0件

＜調整費を活用した事業＞

- ・ 対象事業なし

＜既存の補助制度等による対応が可能となった事業＞

- ・ 対象事業なし

前期計画においては要求をしていたが実現せず、要求を取り下げたため、該当案件が無い状況である。

### ② 税制支援：評価対象年度における適用件数0件

#### ②-1 誘致・ビジネス交流事業

##### ア 事業の概要

海外への継続的なアプローチ、MICE 開催によるビジネス交流等による誘致対象企業の掘り起こしを行う。

##### イ 評価対象年度における税制支援の活用状況と目標達成への寄与

令和元年度は活用実績なし。都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京や Access to Tokyo を通じて、東京進出を目的としている外国企業、外資系企業等に当特区のインセンティブの一つとして直接周知を実施し、将来的な活用が見込まれる外国企業を発掘。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることによって、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用する PR 媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。

なお、法人指定要件である、「国際戦略総合特区地域協議会を構成する法人であること」などの要件が、新規の事業者にとっては参入の障壁となっている可能性がある。

（ビジネスコンシェルジュ東京における新規外国企業からの相談社数：704 社）。

（Access to Tokyo における外国企業誘致数：15 社（うち金融系外国企業 8 社含む））

##### ウ 将来の自立に向けた考え方

上記取組を踏まえ、検討を行う。

#### ②-2 生活環境整備事業

##### ア 事業の概要

外国人家族がストレスなく暮らせるためのサポート、教育、医療等の生活インフラの確立を行う。

##### イ 評価対象年度における税制支援の活用状況と目標達成への寄与

令和元年度は活用実績なし。

前述の②-1 誘致・ビジネス交流事業と同様の理由が考えられ、未利用地の確保が困難であるという地域の特性も活用の障壁となっている。

##### ウ 将来の自立に向けた考え方

該当なし。

## ②ー3 BCPを確保したビジネス環境整備事業

### ア 事業の概要

高い防災対応力や自立・分散型エネルギーネットワークを備えた安全・安心のブランド化と安定した企業活動の保証を行う。

### イ 評価対象年度における税制支援の活用状況と目標達成への寄与

令和元年度は活用実績なし。地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用するPR媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。

### ウ 将来の自立に向けた考え方

該当なし。

## ③ 金融支援（利子補給金）：評価対象年度における新規契約件数1件

### ③ー1 誘致・ビジネス交流事業

#### ア 事業の概要

海外への継続的なアプローチ、MICE開催によるビジネス交流等による誘致対象企業の掘り起こしを行う。

#### イ 評価対象年度における金融支援の活用状況と目標達成への寄与

令和元年度は活用実績なし。令和元年度も、都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京やAccess to Tokyoを通じて、東京進出を目的としている外国企業、外資系企業等に当特区のインセンティブの一つとして直接周知を実施した。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用するPR媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。

（ビジネスコンシェルジュ東京における新規外国企業からの相談社数：704社）

（Access to Tokyoにおける外国企業誘致数：15社（うち金融系外国企業8社含む））

#### ウ 将来の自立に向けた考え方

上記取組を踏まえ、検討を行う。

### ③ー2 生活環境整備事業

#### ア 事業の概要

外国人家族がストレスなく暮らせるためのサポート、教育、医療等の生活インフラの確立を行う。

#### イ 評価対象年度における金融支援の活用状況と目標達成への寄与

令和元年度は活用実績なし。令和元年度も、都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京やAccess to Tokyoを通じて、東京進出を目的としている外国企業、外資系企業等に当特区のインセンティブの一つとして直接周知を実施した。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用するPR媒

体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。  
（ビジネスコンシェルジュ東京における新規外国企業からの相談社数：704社）  
（Access to Tokyoにおける外国企業誘致数：15社（うち金融系外国企業8社含む））

#### ウ 将来の自立に向けた考え方

上記取組を踏まえ、検討を行う。

### ③-3 BCPを確保したビジネス環境整備事業

#### ア 事業の概要

高い防災対応力や自立・分散型エネルギーネットワークを備えた安全・安心のブランド化と安定した企業活動の保証を行う。

#### イ 評価対象年度における金融支援の活用状況と目標達成への寄与

令和元年度は1件活用実績あり。令和2年3月4日付で「総合特区支援利子補給金支給対象事業者確認書」を提出した。引き続き、本事業に関連する事業者に対し積極的に周知し、活用を促していく。

#### ウ 将来の自立に向けた考え方

対象となる事業は既に完了しており、今後は自立して事業を継続することが見込まれる。

## 6 地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙4）

### （1）外国企業の関心度や進出ステージに応じた誘致施策を戦略的に展開

#### 【進出意欲醸成期】

- ・東京の魅力のPRとして、アジアヘッドクォーター特区の取組をアピールする広報活動を積極的に展開し、東京への投資意欲を持つ企業への情報発信を行った。
- ・海外誘致窓口（ロンドン・パリ・サンフランシスコ・シンガポール）を設置し、現地で積極的な広報活動を実施することで、海外ハブ機関等との連携を深め、スピーディーな誘致活動に繋がった。

#### 【進出への検討開始初期】

- ・アクセラレータプログラム（Tech・Fintech）における都内企業とのマッチング、メンタリングを通じ、外国企業が日本市場の独自性や日本企業のニーズを理解し、日本企業が外国企業を持つ技術の理解を深める機会を提供した。

#### 【進出へ向けた具体的検討期】

- ・外国企業発掘・誘致事業（第四次産業革命・金融分野）を通じて、日本進出の確度が高く有望な先端技術を持つ外国企業へのコンサルティング等を実施し、東京への外国企業誘致を推進した。
- ・ビジネスコンシェルジュ東京が英語にて、外国企業等の東京でのビジネス展開をサポートした。また、都内に拠点設立を検討している金融系外国企業等を対象に、金融庁と連携しながら行政手続の支援や総合的なコンサルティングサービスを提供した（金融ワンストップ支援サービス）。
- ・東京開業ワンストップセンターでは、中小企業診断士が開業手続にかかる相談に対応し、円滑

に行政手続が行えるよう支援した。(国家戦略特区の取組)

#### 【拠点設立・事業継続期】

- ・東京開業ワンストップセンターが、東京での会社（拠点）の設立時に必要となる各種手続に一元的に対応するサービスを提供した。(国家戦略特区の取組)
- ・金融系外国企業誘致の取組に資するインセンティブとして、金融系外国企業拠点設立補助金事業を実施した。また、金融系外国企業に向けた英語解説書を作成し、金融ライセンス登録手続に関する英語解説の整備をすることで、金融系外国企業の誘致を推進した。
- ・東京への進出後は、ビジネスを安定的に継続できるよう、ビジネスコンシェルジュ東京による販路開拓支援、マッチング商談会等を通じた都内企業とのパートナーシップ支援を実施した。
- ・東京圏雇用労働相談センターでは、日本の雇用ルールを的確に理解し、円滑に事業展開できるよう支援した。(国家戦略特区の取組)

#### (2) 「スタートアップ・エコシステム・東京コンソーシアム」

- ・都の旗振りのもと、自治体、大学・研究機関、民間事業者等（アクセラレータ、ベンチャーキャピタル、事業会社、デベロッパー等）、150を超えるメンバーの参画により構成されるコンソーシアムの組成・運営を通じ、都内の各地で形成されているエコシステムやスタートアップ拠点の広域的な連携を促進し、外国企業の都内でのビジネス展開にも寄与する取組を実施。

## 7 総合評価

- 令和元年度においても、上記に掲げる外国企業誘致に向けた多様な取組を行ったことで、評価指標に掲げた（1）から（4）の数値目標を達成した。
- 総合特区の取組だけでなく、国家戦略特区の取組も活用し、両取組を積極的に連携させることで相乗効果を発揮させ、外国企業誘致の施策を展開した。
- 平成31年4月に新設した金融プロモーション組織である一般社団法人東京国際金融機構との連携等による誘致活動の加速化により、目標達成に向け順調に推移している。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等が中止になるなど、各事業への影響が生じたが、代替手段を講じ（都内企業と外国企業の引き合わせについては、個別引き合わせまたはオンラインでの引き合わせを別途設定）、数値目標の達成に向けて取組を継続した。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(-)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	-
数値目標(1) 東京都「外国企業発掘・誘致事業」により4年間で40社以上誘致	目標値		10社	20社	30社	40社	
	実績値		10社	20社	30社		
寄与度(※): 100(%)	進捗度(%)		100%	100%	100%		
代替指標の考え方やまたは定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
評価指標(1) 外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	<p>目標達成に向けて、民間企業と連携しながらターゲットを絞った上で外国企業へ直接アプローチし、投資決定のための専門的なコンサルティングを行うなど、特区への誘致を戦略的に進めるとともに、国内外のセミナーやアジアヘッドクォーター特区ウェブサイト等を活用した積極的な情報発信を行い誘致活動を実施している。</p> <p>【誘致候補リストの作成】 各年度10社誘致を達成するために、14,000社を超える企業にコンタクトし、そこから約250社まで誘致候補企業を絞り込み、最終的に10社を選定している。</p>					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等	<p>外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致目標数。 前期アジアヘッドクォーター特区での誘致実績を踏まえ設定。</p> <p>【アジア統括拠点】 グローバル企業における子会社を統括する拠点。日本に設立した当該拠点から、子会社の営業活動や経営企画等における方針決定、調整などの業務を行うための拠点。</p> <p>【研究開発拠点】 基礎研究から応用開発、試作、製品試験など、さまざまな製品、サービスの産業化のための研究開発を行うために必要な機能を有する拠点。</p> <p>【把握方法】 特区進出企業の申請により把握。</p>					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性		<p>・目標は達成されている。(平成29年度～令和元年度の実績値は、外国企業発掘・誘致事業による。)</p> <p>・来年度以降も海外ハブ組織との連携窓口を活用した外国企業へのアプローチの強化、ホームページや国内外のセミナーの場を活用した東京への投資意欲を持つ企業への情報発信の強化等に取り組み、今後も民間企業と連携して積極的・計画的に誘致活動を実施していく。</p>					
外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

上記に係る現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

<p>[指摘事項]</p> <p>令和元年度は現地調査の実施無し</p>	<p>[左記に対する取組状況等]</p>
--------------------------------------	----------------------

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(-)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	-
数値目標(2) 東京都が関わるマッチングイベント等において4年間で1,000件以上	目標値		250件	500件	750件	1,000件	
	実績値		277件	710件	1,217件		
寄与度(※):100(%)	進捗度(%)		111%	142%	162%		
代替指標の考え方やまたは定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
評価指標(2) 外国企業と都内企業との引き合わせ件数	目標達成の考え方や目標達成に向けた主な取組、関連事業	<p>目標達成に向けて、誘致した外国企業に対する具体的なマッチングニーズのヒアリングを行い、公共団体及び民間事業者等が実施するマッチング商談会等あらゆる機会を活用して引き合わせを行っている。 引き合わせについては、都内において、都が主催する商談会、ネットワーキングイベント、協議会構成員を中心とする連携団体のマッチングイベントにて引き合わせを行っている。</p> <p>【マッチングイベント等開催実績】 都主催交流展・商談会 2回 都主催ネットワーキングイベント 3回 民間主催マッチングイベント 2回 参加外国企業数 43社</p>					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等	<p>誘致した外国企業の数に限られていることに加え、1社あたりの商談会数には限りがあることを考慮し、目標値を設定した。</p> <p>【引き合わせ件数】 都が主体的に関わっているマッチング商談会や各種イベントにおいて、外資系企業と都内企業が商談を行った件数及び個別企業のニーズに応じて個別の引き合わせを行った件数。</p> <p>【把握方法】 参加企業からの報告により把握。</p>					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標は達成されている。</li> <li>・来年度以降も、様々な団体が開催するマッチング商談会等への参加支援や、具体的なニーズに基づく個別の引き合わせを実施することで、積極的なマッチングを促進していく。</li> </ul>					
外部要因等特記事項							

※寄与度：一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

上記に係る現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

<p>[指摘事項]</p> <p>令和元年度は現地調査の実施無し</p>	<p>[左記に対する取組状況等]</p>
--------------------------------------	----------------------

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(-)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	-
評価指標(3) 東京都「金融系外国企業発掘・誘致事業」により4年間で40社以上誘致	数値目標(3)						
	目標値		7社	14社	27社	40社	
	実績値		10社	20社	35社		
寄与度(※): 100(%)	進捗度(%)		143%	143%	130%		
代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
評価指標(3) 金融系外国企業の誘致数		<p>目標達成に向けて、民間企業と連携しながらターゲットを絞った上で外国企業へ直接アプローチし、投資決定のための専門的なコンサルティングを行うなど、特区への誘致を戦略的に進めるとともに、国内外のセミナーやアジアヘッドクォーター特区ウェブサイト等を活用した積極的な情報発信を行い誘致活動を実施している。</p> <p>【誘致候補リストの作成】 平成29年度、平成30年度は各年度10社誘致を達成するために、23,000社を超える企業にコンタクトし、そこから約150社まで誘致候補企業の絞り込みを行い、最終的に10社を選定している。令和元年度は15社を誘致するために28,000社を超える企業にコンタクトし、そこから約150社まで誘致候補企業の絞り込みを行い、最終的に15社を選定している。</p>					
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		<p>金融系外国企業の誘致目標数。 外国企業への働きかけを行った結果、実際に特区内へ企業が進出するにはタイムラグがあることから、企業が投資決定を行うまでのプロセスを考慮し、目標値を設定。</p> <p>【金融系外国企業】 有価証券等の運用を行う資産運用業及びIT技術を駆使した革新的な金融サービス提供をするFintech企業の外国企業 【把握方法】 特区進出企業の申請により把握。</p>					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性		<p>・目標は達成されている(平成29年度、平成30年度、令和元年度の実績値は、金融系外国企業発掘・誘致事業による)。令和元年度に目標値を引き上げたが、実績は順調に推移している。</p> <p>・来年度以降も「拠点設立に係る様々なサポートを行う金融ワンストップ支援サービス」や「金融業の登録申請手続き等を分かりやすく説明した英語解説書の活用」等、多面的に取り組む。また、平成31年4月に新設した金融プロモーション組織である一般社団法人東京国際金融機構との連携等による誘致活動の加速化により、引き続き目標達成に努める。</p>					
外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

上記に係る現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

<p>[指摘事項]</p> <p>令和元年度は現地調査の実施無し</p>	<p>[左記に対する取組状況等]</p>
--------------------------------------	----------------------

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(-)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	-
評価指標(4) その他の外国企業 の誘致  数値目標(4) 400社／累計	代替指標(4) 外国企業からの相談件 数 6,000件／計	目標値	1,500件	3,000件	4,500件	6,000件	
		実績値	1,640件	3,138件	4,685件		
	寄与度(※):100(%)	進捗度(%)	109%	105%	104%		
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合		この評価指標における実績値の算出に際しては、都内への外資系企業の進出状況について調査が必要であるが、実績を把握するまでに時間を要してしまうため、評価書作成時点では実績値を把握することができない。そのため、毎年度の評価については、前年度末時点での実数が速やかに把握できる「外国企業からの相談件数」を代替指標とする。東京へ進出する外国企業はビジネスの実施に際し、法人設立や販路拡大を促進するために、商習慣や各種行政手続き等に関する情報提供やビジネスマッチングなどの支援を求めている。そうした外国企業に対するワンストップのビジネス支援サービスを提供するビジネスコンシェルジュ東京(東京都の委託事業)等への相談件数は、東京への投資意欲が高く、進出に向けて具体的な検討を進める外国企業の数を反映していると考えられるため、代替指標として適切である。				
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		外国企業を特区区内へ誘致するためにビジネス面、外国人の生活面等多方面の環境整備を行うとともに、行政手続きの代行や弁護士、会計士等の専門サービスへの橋渡し等ビジネスを支援するためのワンストップサービスを提供し、外国企業への支援を進めていく。					
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		発掘・誘致事業の実施による効果(見込み)等を考慮し、目標値を設定した。					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・在京大使館への訪問やセミナー等でのPR活動、平成29年度から金融ワンストップ支援サービスを開始したことにより、目標は大幅に達成されている。(実績値は、ビジネスコンシェルジュ東京における相談件数による)</li> <li>・民間企業と連携し、ターゲットを絞った上で外国企業へ直接アプローチするとともに、東京への進出を決定するためのコンサルティングを行うなど、個別の企業に応じたオーダーメイドの支援を行うことで東京への誘致を促進している。さらに、令和元年度は国内におけるセミナーに加え、シドニー、アムステルダム、香港、ロンドン、ニューヨークで海外セミナーを開催し、セミナー参加企業等に対する誘致活動を実施した。また、特区ホームページにおいて、東京の強みや特区進出のメリット、特区進出企業の事例等、外国企業が求める情報を随時発信し、積極的な誘致・広報活動を実施している。さらに、特区進出済の外資系企業と都内企業とのマッチング商談会も開催し、企業へのビジネス機会の提供を行った。</li> <li>・今後も、投資先としての東京の認知度を高めるため、国内外セミナー及び海外見本市、ウェブサイトや外国企業への情報発信に際して最適な媒体・手法等を活用して、外国企業への意思決定者層に直接、東京の魅力を訴えていく。</li> </ul>					
外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

上記に係る現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

<p>[指摘事項]</p> <p>令和元年度は現地調査の実施無し</p>	<p>[左記に対する取組状況等]</p>
--------------------------------------	----------------------

■目標達成に向けた実施スケジュール  
 特区名:アジアヘッドクォーター特区

年 月	H29												H30												H31/R1												R2												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
全体	都独自の優遇税制の実施													事業実施																																			
	アジアヘッドクォーター特区域内ビジョンの策定																																																
	他の国際戦略総合特区との連携																																																
	国際戦略総合特区間連絡会議													随時連絡会議開催																																			
事業1	誘致・ビジネス交流事業																																																
	外国企業発掘・誘致事業																																																
	外国企業発掘・誘致事業																																																
	発掘業務													事業実施																																			
	誘致活動																																																
戦略的な広報、情報発信																																					戦略的な広報・情報発信活動の推進												
事業2	ビジネス支援事業																																																
	ビジネスコンシェルジュ事業																																																
	ビジネス支援業務													事業実施																																			
ウェブサイトの運営																																																	
事業3	生活環境整備事業																																																
	生活環境コンシェルジュ事業																																																
	外国語による教育環境の整備																																																
	国際医療施設の整備																																																
	外国語による教育環境の整備及び国際医療施設の整備への財政支援																																																
事業4	BCPを確保したビジネス環境整備																																																
	BCPを確保した都市インフラの整備																																																
	都市再生プロジェクトの竣工																																																

注1) 工程表の作成に当たっては、各事業主体間で十分な連携・調整を行った上で提出すること。  
 注2) 特に翌年度の工程部分については詳細に記載すること。

■規制の特例措置等を活用した事業の実績及び評価  
 規制の特例措置を活用した事業

特定(国際戦略／地域活性化)事業の名称(事業の詳細は本文4①を参照)	関連する数値目標	規制所管府省による評価
国際会議等参加旅客不定期航路事業	数値目標(1)～(4)	規制所管府省名： <u>国土交通省</u> <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input checked="" type="checkbox"/> その他 <特記事項> 活用実績がないことから評価困難。
外国企業進出促進支援事業	数値目標(1)・(3)・(4)	規制所管府省名： <u>法務省</u> <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input checked="" type="checkbox"/> その他 <特記事項> 活用実績がないことから評価困難。
国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業	数値目標(1)・(3)・(4)	規制所管府省名： <u>法務省</u> <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input checked="" type="checkbox"/> その他 <特記事項> 活用実績がないことから評価困難。
高度人材外国人受入促進事業	数値目標(1)・(3)・(4)	規制所管府省名： <u>法務省</u> <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input checked="" type="checkbox"/> その他 <特記事項> 活用実績がないことから評価困難。

※関連する数値目標の欄には、別紙1の評価指標と数値目標の番号を記載してください。

国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業（本文4②に記載したものを除く。）

現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考 (活用状況等)
—	—	—	—

国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業（本文4②に記載したものを除く。）

全国展開された事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考 (活用状況等)
—	—	—	—

上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
令和元年度は現地調査の実施無し	

## ■ 財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（国の支援措置に係るもの）

財政支援措置の状況										
事業名	関連する数値目標	年度	H29	H30	R1	R2			累計	備考
対象事業無し	-	財政支援要望	(千円)	-						
		国予算(a) (実績)	(千円)							
		自治体予算(b) (実績)	(千円)							
		総事業費(a+b)	(千円)							

税制支援措置の状況										
事業名	関連する数値目標	年度	H29	H30	R1	R2			累計	備考
B C Pを確保したビジネス環境整備事業 (国際戦略総合特区設備等投資促進税制)	数値目標(1)・ (3)・(4)	件数	0	1	0				1	-

金融支援措置の状況										
事業名	関連する数値目標	年度	H29	H30	R1	R2			累計	備考
B C Pを確保したビジネス環境整備事業 (国際戦略総合特区支援利子補給金)	数値目標(1)・ (3)・(4)	新規契約件数	0	1	1				2	-

## 上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項] 令和元年度は現地調査の実施無し	[左記に対する取組状況等]
---------------------------	---------------

■地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）  
 財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況				
事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
金融系外国企業拠点設立補助金	評価指標(3)・(4)	令和元年度は5件、22,174千円の交付実績。	令和元年度はライセンス取得を要する業態を取る企業からの申請だったため、対象となる経費も多く、1件あたりの申請額が増えた。	東京都
税制支援措置の状況				
事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
都税（不動産取得税、固定資産税・都市計画税）の減免	評価指標(1)・(3)	平成25年4月より適用開始。 令和元年度の適用実績なし。	平成25年度から、本格的な外国企業誘致の取組に向けたインセンティブの整備として、総合特区税制の適用企業に対して都税（不動産取得税、固定資産税・都市計画税）の減免を実現。 ただし、総合特区税制の適用条件が厳しく対象となる外国企業がない状況である。	東京都

規制緩和・強化等

その他				
取組	関連する数値目標	直接効果（できる限り数値を用いること）	自己評価	自治体名
ビジネスコンシェルジュ事業	評価指標(1)～(4)	令和元年度は外国企業等からの相談件数1,547件	特区内への進出を検討する企業に対して、ワンストップサービスによるコンサルティング体制を整備し、相談企業へのフォローアップを展開した。	東京都
東京の魅力のPR	評価指標(1)～(4)	国内セミナーの開催 0回 海外セミナーの開催 6回（シドニー、アムステルダム（2回）、香港、ロンドン、ニューヨーク） 海外展示会でのプレゼンテーション 3回（シドニー、アムステルダム（2回））	アジアヘッドクォーター特区の取組をアピールする広報活動を積極的に展開し、東京への投資意欲を持つ企業への情報発信を強化した。	東京都
金融ワンストップ支援サービス	評価指標(3)・(4)	令和元年度の外国企業等からの相談件数259件	平成29年4月より、都内に拠点設立を検討している金融系外国企業等を対象に、金融庁と連携しながら行政手続の支援や総合的なコンサルティングサービスを提供した。	東京都
アクセラレータプログラム（Tech・Fintech）	評価指標(1)～(4)	令和元年度の対象企業数 Tech分野13社、Fintech分野11社、計24社	各分野において先進的な技術やビジネスモデルを有する、国内未進出の外国企業を対象に、日本の大手企業がメンターを行うと共に、都内企業等とのネットワーキングイベントやビジネスプラン発表会等を行った。	東京都

海外誘致窓口（ロンドン・パリ・サンフランシスコ）	評価指標（1）・（3）・（4）	令和元年度は10,115の企業、1,425のハブ組織に コンタクト。 個別の企業・ハブ組織との面談件数762件	平成29年5月より、海外ハブ組織との連携窓口「Access to Tokyo」をロンドン、パリ、サンフランシスコの3か所に設置した。 平成30年4月より、シンガポールに4か所目となる連携窓口を設置した。令和元年度も現地メディアへの対応、ミニセミナーの開催、展示会・イベント等への参加を通して誘致促進を図った。	東京都
外国企業発掘誘致（金融・非金融）	評価指標（1）・（3）・（4）	日本進出に向けた各種無償支援を提供することで、外国企業誘致の取組に大きく寄与した。	日本進出の確度が高い外国企業に対するコンサルティング等を通して、東京への外国企業誘致を推進した。	東京都
金融系外国企業に向けた英語解説書の作成	評価指標（3）・（4）	平成29年度に作成し、令和元年度も東京都ホームページに掲載し、必要に応じて外国企業等に配布をした。	金融ライセンス登録手続に関する英語解説の整備により、金融系外国企業の誘致を推進した。	東京都

## 特区の掲げる目標の達成に寄与したその他の事業

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名

## 体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	
民間の取組等	

## 上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項] 令和元年度は現地調査の実施無し	[左記に対する取組状況等]
---------------------------	---------------

■(参考)認定計画書に記載した数値目標に対する実績

		当初(-)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	-
数値目標(4) 400社／累計	目標値(※2)		100社	200社	300社	400社	
	実績値		105社	213社			
寄与度(※1):100(%)	進捗度(%)		105%	107%			
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		目標達成に向けて、民間企業と連携しながら対象となる外国企業を発掘し、行政手続きの代行や弁護士・会計士等の専門サービスへの橋渡し等ビジネスを支援するためのワンストップサービスを提供し、特区への誘致を進めるとともに、こうした取組について、国内外のセミナーやアジアヘッドクォーター特区ウェブサイトなどにより、積極的に情報発信を行っている。					
評価指標(4) その他の外国企業の誘致	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等(※2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア統括拠点及び研究開発拠点となる企業を含む、外国企業の誘致目標数。外国企業への働きかけや特区の取組に関するPRを行った結果、実際に特区内へ企業が進出するまでにはタイムラグがあることから、企業が投資決定を行うまでのプロセスを考慮し、目標値を設定。</li> <li>・実績値は、東京都が独自に調査した特区内外資系企業数における、前年度との差分の累計である。</li> </ul>					
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標は達成されている。</li> <li>・今後もビジネス面、生活面等の環境整備を進めるとともに、国内外のセミナーやウェブサイト、その他様々な広報媒体手法を活用した情報発信やワンストップサービスの提供等により、特区内における外国企業の集積を図る。</li> </ul>					
外部要因等特記事項							
代替指標による評価又は定性的評価との比較分析							

※1 寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

※2 数値目標に係る目標値について、各年度の目標設定ができない場合は、目標達成予定年度のみ数値目標及び実績値の両方を記載し、目標達成予定年度以外の年度については、当該年度の実績値のみを記載してください。

また、その場合は「各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等」の欄に、当初設定した数値目標に係る目標設定の考え方や数値の根拠を記載してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項] 令和元年度は現地調査の実施無し	[左記に対する取組状況等]
---------------------------	---------------